

## 告発状

金融庁  
監督局保険課御中  
検査局総務課御中

平成 25 年 3 月 16 日

告発人

告発人

住所 群馬県高崎市  
職業 無職  
氏名  
電話

被告発人

住所 東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 7 番  
日本興亜損害保険株式会社（法人）  
  
住所 東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 7 番  
日本興亜損害保険株式会社内  
職業 会社役員  
氏名 二宮  
生年月日 不詳  
電話 03-3593-3111

### 第 1 告発の趣旨

被告発人は、富士重工業株式会社と共謀して組織的に交通事故を装う当り屋行為を白昼、公道上で行い 添付告訴状に示す犯罪行為（保険金詐欺）を実行し、不当な利益を享受するとともに社会不安を起こしています。

更に、手口が手馴れていることから日常的に類似行為を行い反社会的企業活動を実施していることが容易に推定されます。

金融庁におかれましては、反社会的企業および経営者に対し、「保険業法 129 条」に基づいた立入検査を行い、犯罪事実を確認し「保険業法 133 条」の規定に基づく「保険業法 3 条 1 項」の免許取消し処分をお願いいたします。

## 第2 告発事実

被告発人 日本興亜損害保険株式会社(法人)、二宮 の2名は 高崎 330 800 の車両に事故時有効な自動車保険を付保していない第3者である。両者は告訴人に 事故時有効な保険の存在を虚偽主張し 高崎 330 800 車両 の修理費を詐取する目的で、車両所有者ではない第三者の 井哲が別の車両に付保した自動車保険を事故後の平成 23 年 3 月 17 日に高崎 330 800 の車両に付替えした。この付替え契約を根拠に告訴人を欺いて財物を詐取する目的で 求償金請求事件 を高崎簡易裁判所に提起し 虚偽の主張、証拠を提出し事故に有利な判決を受け財物を詐取した。本件は関与する者たちが共同して告訴人を欺いた組織犯罪である。  
被告発人らの提出した、添付 裁判所準備書面中に、保険金詐欺に関する証拠が明示されている。

## 第4 立証方法

群馬県警察本部長宛 告訴状

1. 告訴人陳述書 平成 24 年 5 月 2 日
2. 交通事故証明書
3. 登録事項等証明書
4. ご通知 平成 23 年 3 月 22 日
5. 調停申立書 2011 年 6 月 27 日
6. 訴状 2012 年 2 月 10 日
7. 訴状 2012 年 2 月 1 日
8. 自動車保険契約内容表 平成 24 年 3 月 22 日
9. 高崎簡易裁判所 判決
10. ご通知 2012 年 8 月 23 日

## 第5 添付資料

1. 群馬県警察本部長宛 告訴状
  - 1.) 告訴人陳述書 平成 24 年 5 月 2 日
  - 2.) 交通事故証明書
  - 3.) 登録事項等証明書
  - 4.) ご通知 平成 23 年 3 月 22 日
  - 5.) 調停申立書 2011 年 6 月 27 日
  - 6.) 訴状 2012 年 2 月 10 日
  - 7.) 訴状 2012 年 2 月 1 日
  - 8.) 自動車保険契約内容表 平成 24 年 3 月 22 日
  - 9.) 高崎簡易裁判所 判決

10.) ご通知 2012年8月23日

- 2 井陣、日本興亜損害保険 保険金等詐欺事件証拠資料ファイル  
ファイル中に具体的犯罪手口が明記されている。

- ・ 〒100-8967
- ・ 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
- ・ 中央合同庁舎7号館
- ・ 金融庁検査局総務課
- ・ 検査情報受付窓口御中

告発状在中